報告第８号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年７月１６日

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

和解及び損害賠償の額の決定について

事故による損害賠償について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和８年７月１６日

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

記

１　事故の概要

令和８年６月１３日午前８時４０分頃、南房総市安馬谷２３４９番地６地先において、市職員が市道丸山７号線の草刈り中に、相手方が運転する自動車に飛び石が当たり、相手方の自動車が損傷した。

２　和解の相手方

千葉県館山市内

個人

３　損害賠償の額

２３８，７５５円

４　和解の条件

⑴ 事故の責任割合を市１００パーセントとし、市は、相手方に対し、相手方損害の金額を支払う。

⑵ 市及び相手方は、本件に関し、本件示談のほか、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年７月２４日

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

和解及び損害賠償の額の決定について

事故による損害賠償について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和８年７月２４日

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

記

１　事故の概要

令和８年６月５日午前１０時２分頃、館山市亀ヶ原６８１番地において、職務中の市職員が運転する公用車が後進した際に、後方確認不足のため、公用車の右後方バンパーと、相手方の自動車の左前方ドアが接触し、公用車及び相手方の自動車が損傷した。

２　和解の相手方

南房総市内

個人

３　損害賠償の額

１６７，９００円

４　和解の条件

⑴　事故の責任割合を市１００パーセントとし、市は、相手方に対し、相手方損害の金額を支払う。

⑵　市及び相手方は、本件に関し、本件示談のほか、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。